

令和2年10月30日

湖北広域行政事務センター
管理者 若林 正道 様

湖北広域行政事務センター
廃棄物減量等推進審議会
会長 武田信生

ごみ搬入手数料の見直しについて (答申)

令和2年8月3日付け広行業第84号で諮問のありました湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画に基づく一般廃棄物の減量化に係る施策のうち、ごみ搬入手数料の見直しについて、下記のとおり答申します。

記

1. ごみ搬入手数料の見直しについて

湖北広域行政事務センターは、令和2年1月に湖北広域行政事務センター一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を改定されました。基本計画では令和11年度を目標年度とし、基本計画に掲げられている一般廃棄物の減量化に関する目標値を達成するため、一般廃棄物の減量化に係る施策の実施を検討することとされています。

当審議会では、一般廃棄物の減量化に係る施策のうち、センター処理施設へのごみ搬入手数料の見直しに関して、これまで3回に亘り審議を重ねた結果、ごみ搬入手数料については、下表のとおり見直されることは適当であるとの結論に至りました。

なお、ごみ搬入手数料を改定される際には、センター広報紙やホームページ・ごみ分別アプリをはじめとした媒体の活用やセンター処理施設を利用される方にチラシを配付するなど市民・事業者混乱が生じないよう、改定の適用までに3か月以上の期間を設け、十分な周知と啓発を行ってください。

ごみ搬入手数料の見直し額

区 分		現在の手数料額	見直し後の手数料額
ごみ搬入手数料	家庭系	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ 40 円/10kg (内税) 資源ごみは無料	80 円/10 kg (内税) 資源ごみは無料
	事業系	可燃ごみ 資源ごみ 130 円/10kg (内税)	190 円/10 kg (内税)

2. 定期的な搬入手数料の見直しについて

今回の搬入手数料の見直しにあたっては、ごみ処分原価に減価償却費は含まれていませんが、今後、5年毎に改定される基本計画に基づき、搬入手数料の見直しをされる場合は、減価償却費を含む処分原価も算出されたうえで、どちらを採用するか、また費用負担割合の設定についても県内自治体の動向も見ながら総合的に検討を進めてください。

3. センター処理施設へのごみ搬入手続の見直しについて

長浜市・米原市以外からのごみの越境持込みを防ぐ対策として、搬入受付簿に住所・氏名を記入していただき、免許証や社員証等の提示による本人確認を行うことが挙げられます。

ただし、本人確認の徹底によって、施設内が搬入車両で渋滞する場合に備え、予め渋滞緩和策を行うなど施設利用者の安全対策に取り組んでください。

今後も一般廃棄物の一層の減量化を図るため、基本計画に掲げられている施策の実施を進められるよう申し添えます。

以上